

船舶事故等調査報告書

平成23年1月27日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010横第74号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成22年3月14日 04時10分ごろ	
発生場所	静岡県南伊豆町石廊崎灯台から真方位225° 15.0海里付近 (概位 北緯34° 25.6′ 東経138° 37.8′)	
事故等調査の経過	平成22年5月13日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第十一大師丸、306トン 133272、有限会社ながしま B 漁船 第八大師丸、135トン 135687、有限会社ながしま	
乗組員等に関する情報	A 船長A、四級海技士（航海） B 船長B、四級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	A 右舷船首外板に凹損 B 右舷船尾のネットローラーに損傷	
事故等の経過	A船は、石廊崎南西方沖において、船長Aほか7人が乗り組み、B船は、船長Bほか22人が乗り組み、両船が互いに右舷を接舷し、B船が漁獲した魚をA船に積み替える作業を行いながら漂泊中、平成22年3月14日04時10分ごろ、A船の右舷船首部とB船の右舷船尾部とが衝突した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 2、最大瞬間風速 約7～9m/s 海象：平穏	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	A なし、B なし A なし、B なし あり A船及びB船は、石廊崎南西方沖において、両船が互いに右舷を接舷して漂泊中、風浪によりローリングした際、フェンダーなどによる接触防止措置が適切でなかったため、A船の右舷船首部とB船の右舷船尾部とが衝突した可能性があると考えられる。
原因	本事故は、A船及びB船が、石廊崎南西方沖において、互いに右舷を接舷して漂泊中、フェンダーなどによる接触防止措置が適切でなかったため、風浪によりローリングした際、両船が衝突したことにより発生した可能性があると考えられる。	